

CJEUのSchrems II判決の概説
～日本DPO協会第2回オンライン例会(2020年8月27日)
パネルディスカッション～
「CJEUのSchrems II Judgmentについて」

一般社団法人日本DPO協会 理事

S&K Brussels 法律事務所 事務所代表・弁護士 杉本 武重

電話 +81 3 6429 8040 (JP); +1 212 653 0327(NY);

携帯 +1 347 259 2661(US); +81 80 8051 4848(JP); +32 494 673351(BE)

takeshige.sugimoto@sandkbrussels.com

S&K
Brussels

Schrems II判決(2020年7月16日)に至るまでの背景事情

1. オーストリア在住の Maximilian Schrems 氏は、Facebook ユーザーであり、Schrems 氏の個人データの一部または全部が、Facebook アイルランドにより、米国 Facebook Inc.に属するサーバに移転されている。Schrems 氏はアイルランドのデータ保護監督当局に苦情を申し立て当該移転を禁止することを求めた。同氏は、米国の法律と慣行は米国に移転されたデータへの公的機関によるアクセスに対して十分な保護を提供していないと主張した。当該申立ては、決定 2000/520 (EU-米国セーフハーバー条項に関する決定)において、欧州委員会は米国が十分な水準の保護を確保したと判断したという理由で棄却された。
2. アイルランドの高等法院は予備判決 (preliminary ruling) のために欧州連合司法裁判所 (CJEU: The Court of Justice, the European Union) に争点を付託したが、CJEUは、2015年10月6日、当該セーフハーバー条項に関する決定は無効であると宣言した (Schrems I 判決)。
3. Schrems I 判決と、その後の上記 Schrems 氏の申立てを棄却した判決の破棄を受けて、アイルランドのデータ保護監督当局は、決定 2000/520 は無効であるという CJEU による宣言に照らして、Schrems 氏の申立てを再構成するよう求めた。Schrems 氏は、再構成された申立ての中で、米国は米国に移転された個人データの十分な保護を提供していないと主張した。Schrems 氏は、EU から米国への同氏の個人データの将来の移転の停止または禁止を求めた。Facebook アイルランドは **決定 2010/87 の付属書に記載された標準契約条項** に従って米国への個人データ移転を実行している。
4. アイルランドのデータ保護監督当局は、Schrems 氏の申立ての結果は、特に、決定 2010/87 の有効性に依存するとの観点から、予備判決のために CJEU に争点を付託するために、アイルランドの高等法院に訴訟を提起した。これらの手続きの開始後、欧州委員会は、**EU-米国プライバシーシールド (プライバシーシールド決定)** によって提供される **保護の十分性に関する決定 2016/1250** を採択した。
5. アイルランドの高等法院は、CJEU に対し、決定 2010/87 の標準契約条項に基づく個人データの移転に GDPR が適用されるかどうか (判示1)、当該移転に関連して GDPR が要求する保護の水準は何か (判示2) 及び当該状況において監督当局が負う義務は何か (判示3)、決定 2010/87 の有効性 (判示4) と決定 2016/1250 の有効性 (判示5) の問題を提起した。

Schrems II判決(2020年7月16日)の判示事項の要点

判示(段落)	各判示の概要
1. GDPR2条1項2項の解釈(80-89)	GDPRは、当該データが公共の安全、防衛及び国の安全の目的の第三国の当局による処理に服するかどうかにかかわらず、私企業間の商業目的のためのデータ越境移転に適用される。
2. GDPR46条1項・2項c号の解釈(90-105)	GDPRが域外移転に際して要請する①適切な保護措置、②データ主体の権利及び③実効的法的救済は標準データ保護条項による移転されるデータ主体に対して、基本権憲章に照らしてEU内と本質的に同等の保護水準を確保しなければならない。当該保護水準の評価は、(1)移転者・受領者間の契約条項及び(2)パブリックアクセスについては45条2項の諸要素などの第三国の法制度の関連する側面の双方を考慮しなければならない。
3. GDPR58条2項(f)・(j)号の解釈(106-121)	十分性決定がない場合に、データ保護監督当局は、第三国でデータ保護条項が遵守されず、基本権憲章及びGDPR45・46条等で求められるデータ保護が他の方法により確保されないと判断し、かつ移転者が移転を停止・終了していないときには、データ移転を停止・禁止することが求められる。
4. SCC決定は有効(122-149)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本権憲章7・8・47条に照らしSCC決定は無効ではない。SCCでは適切な保護措置を取るのは移転者の責任であり、SCCを超える補完的措置を採用してよい。SCC決定が第三国の当局を拘束しないことは決定の有効性に影響しない。 ■ 移転者・受領者が、第三国の立法が受領者に標準データ保護条項の遵守を可能にするか確認する義務を負う。 ■ 国の安全、防衛、公共の安全を守るために必要な限度を超える第三国の義務の遵守はデータ保護条項違反。
5. Privacy Shield決定は無効(150-202)	<ul style="list-style-type: none"> ■ FISA702条(Section 702 of the FISA)・大統領令12333(E.O.12333)による監視プログラムは比例原則(措置の範囲と適用を規律し、最低限の保護措置を定める明確・詳細なルール)違反。 ■ FISCはプログラムを審査・認可するのみで、特定個人を追跡対象とすることが適切かどうかは判断しない。したがって、比例原則違反により、本質的に同等な保護水準が確保されない。大統領政策指令28(PPD-28)はデータ主体に米国当局に対して訴訟提起可能な権利を認めていない。 ■ 大統領裁量による諜報プログラムにおける司法的保護の欠如 ■ プライバシーシールドオンブズパーソンの独立性・権限の欠如

Schrems II判決に関するEDPBのFAQ(2020年7月23日)抜粋

質問	回答
<p>9) 引き続き SCC または BCR を使用して、米国以外の第三国にデータを移転できるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ CJEUは、原則として、SCCは、データを第三国に移転するために引き続き使用することができるが、米国への移転について裁判所が設定した基準は、いかなる第三国にも適用されることを示した。BCRについても同様である。CJEUは、SCC又はBCRによって提供された保証が実際に遵守できるかどうかを決定するために、EU法によって要求される保護の水準が関係する第三国において尊重されているかどうかを評価することは、移転者及び受領者の責任であると強調した。<u>そうでない場合には、EEAに規定されている保護と本質的に同等の水準を確保するための補完的措置を提供できるかどうか、また第三国の法律がこれらの補完的措置の有効性を妨げるような影響を与えないかどうかを評価すべきである。</u>移転者は受領者にコンタクトをとって、その国の国別の仕様を確認し、評価のために協力することができる。 ■ 移転者又は受領者が、SCC又はBCRに従って移転されたデータには、EEA 内で保証されている水準と本質的に同等の保護水準が与えられていないと判断した場合、直ちに移転を停止すべきである。そうでない場合は、管轄の監督当局に通知する必要がある。 ■ CJEUによって強調されているように、移転者及び受領者の第一の責任は、受領者が当該第三国に個人データを移転する前に、受領者が標準データ保護条項又はBCR を遵守することを可能にすることを評価することであるが、監督当局はGDPRの執行及び第三国への移転に関する更なる決定を発出する際にも重要な役割を果たす。 ■ したがって、CJEUが求めたように、異なる決定を避けるために、特に第三国への移転が禁止されなければならない場合には、整合性を確保するためにEDPB内でさらに作業を行う。
<p>10) 第三国へのデータ転送にSCCやBCRを利用している場合、どのような補完的措置があるうるか。</p>	<p>適切な水準の保護が確保されているかどうかを確認するために、移転のすべての状況を考慮し、第三国の法律の評価に従って、必要に応じて個別に補完的措置を講じなければならない場合がある。CJEUは、この評価を行い、必要な補完的措置を提供することが、移転者及び受領者の主要な責任であることを強調した。EDPB は現在、CJEUの判決を分析しており、法的、技術的、組織的措置の如何を問わず、SCC又はBCRが独自に十分な水準の保証を提供しない第三国にデータを移転するために、SCC又はBCRに加えて提供される可能性のある補完的措置の種類を決定しようとしている。EDPBは、これらの補完的措置がどのようなものであり得るかを更に検討しており、更なる指針を提供する。</p>

判示事項の関連条文

判示1. GDPR2条1項2項の解釈

第2条 実体的適用範囲

1. 本規則は、その全部又は一部が自動的な手段による個人データの処理に対し、並びに、自動的な手段以外の方法による個人データの処理であって、ファイリングシステムの一部を構成するもの、又はファイリングシステムの一部として構成することが予定されているものに対し、適用される。
2. 本規則は以下の個人データの処理には適用されない。
 - (a) EU 法の適用範囲外にある活動の過程で行われる場合。
 - (b) 加盟国によってEU 条約第5 款第2 章の適用範囲内にある活動が行われる場合。
 - (c) 自然人によって純粋に私的な行為又は家庭内の行為の過程において行われる場合。
 - (d) 公共の安全への脅威からの保護及びその脅威の防止を含め、所管官庁によって犯罪行為の防止、捜査、検知若しくは訴追又は刑罰の執行のために行われる場合。

判示2. GDPR46条1項・2項c号の解釈

第46条 適切な保護措置に従った移転

1. 第45条第3項による決定がない場合、管理者又は処理者は、その管理者又は処理者が適切な保護措置を提供しており、かつ、データ主体の執行可能な権利及びデータ主体のための効果的な司法救済が利用可能なことを条件としてのみ、第三国又は国際機関への個人データを移転することができる。
2. 第1項で定める適切な保護措置は、監督当局から個別の承認を必要とせず、以下のいずれかによって講じることができる。
 - (略)
 - (c) 第93条第2項で定める審議手続に従って欧州委員会によって採択された標準データ保護条項
(略)

判示事項の関連条文(2)

判示2. GDPR46条1項・2項c号の解釈(続き)

第45条 十分性認定に基づく移転

1. 第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる。その移転は、いかなる個別の許可も要しない。
2. 保護水準の十分性を評価する場合、欧州委員会は、とりわけ、以下の要素を考慮に入れる。
 - (a) 法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公共の安全、国防、国家安全保障及び刑法を含め、一般的又は分野別の関連立法、及び、公的機関による個人データへのアクセス、並びに、当該立法の執行、他の第三国又は国際機関への個人データの再移転に関する規定であって、当該第三国又は国際機関が遵守する法令を含め、データ保護規則、職業上の準則及び保護措置、判例法、並びに、効果的で執行可能なデータ主体の権利、その個人データが移転されつつあるデータ主体のための行政上及び司法上の救済
 - (b) 適切な執行権限を含め、データ保護法令の遵守を確保し、かつ、執行することに関し、データ主体がその権利を行使する際に支援し助言することに関し、及び、加盟国の監督当局と協力することに関して責任を負う第三国内の、又は国際機関が服する一若しくは複数の独立の監督当局が存在し、かつそれが効果的に機能していること、並びに、
 - (c) 当該第三国若しくは国際機関が加入している国際的な取決め。特に、個人データ保護に関する法的拘束力のある条約若しくは法律文書から生ずるそれ以外の義務、並びに多国間システム又は領域システムへの参加から生ずる義務。

判示3. GDPR58条2項(f)・(j)号の解釈

第58条 権限

2. 各監督当局は、以下の全ての是正権限をもつものとする。
 - (f) 処理の禁止を含め、一時的な制限又は恒久的な制限を課すこと
(略)
 - (j) 第三国又は国際機関の取得者に対するデータ移転の停止を命ずること。
(略)

判示事項の関連条文(3)

判示4. SCC決定は有効

EU基本権憲章

第7条(私的生活および家族生活の尊重)

あらゆる人は、私的なならびに家族の、生活、住居および通信を尊重される権利をもつ。

第8条(個人データの保護)

1 あらゆる人は、自らに関する個人データを保護される権利をもつ。

2 当該データは、関係する人の同意に基づいて、若しくは法の定める正当な理由に基づいて、特定された目的のために公正に処理されなければならない。あらゆる人は、自らに関する収集されたデータを入手する権利をもち、当該データを修正させる権利をもつ。

3 これらのルールの遵守は、独立機関による統制に服するものとする。

第47条(実効的救済及び公正な裁判を受ける権利)

1 EU法により保障された権利と自由を侵されたあらゆる人は、本条に定める条件に従って、裁判所における実効的な救済を受ける権利を有する。

2 あらゆる人は、法によりあらかじめ設置された独立かつ公平な裁判所により、合理的な期間内に、公正かつ公開の審理を受けることができる。

(略)

第52条(権利と原則の範囲と解釈)

1 この憲章が認める権利及び自由の行使に対するいかなる制限も、法により定められ、かつ当該権利と自由の本質を尊重するものでなければならない。権利の制限は、比例原則に服し、また、制限が必要であって、かつEUの求める一般的利益の目的に真に適合するとき、または他人の権利及び自由の保護の必要に真に適合するときのみ、認められる。

(略)